

西村山地域史の研究第二十八号抜刷

二〇一〇年九月三十日 発行

庶民剣士と村山の農兵

平
川
新

庶民劍士と村山の農兵

平 川 新

はじめに

文久三年（一八六三）九月、村山郡の寒河江・柴橋兩代官所管内で農兵が取り立てられた。両管内に二〇人の農兵頭をおき、二六二〇人の農兵を取り立てる計画であった。これは翌年に撤回されるが、慶応二年（一八六六）八月、代官所は再び、農兵と同義である強壯人取り立てを命じた。村山農兵については、渡辺信夫氏の「幕末の農兵と農民一揆」（『歴史』一八、一九五九年）や「村山農兵再論」（『西村山地域史研究』一一、一九九三年）、および青木美智男氏の「幕末における農民闘争と農兵制」（『日本史研究』九七、一九六八年）などが先駆的な研究である。ここでは農兵制の成立を幕府の軍制改革の一環としつつも、民衆との矛盾・対立の激化に備えた地主豪農層による自警団的な軍事組織だと評価してきた。

たしかに、農兵頭の一人であった堀米四郎兵衛は、文久三年の農兵取り立てが、「博徒外悪徒共暴行之憂も難計、依而農兵取立方之儀被仰出候趣」と述べている（渡辺一九五九）。これより前の万延元年（一八六〇）には、最上川東部地域で農民騷擾が発生していた。また慶応二年七月、天童・東根地域で三千人に及ぶ一揆が発生したが、その翌月、代官所が強壯人取り立てを命じた文書には、「無宿者共」が「企を以て一揆を起し、容易ならざる所業ニ及び候」につき、もし事あるときには迅速に「人数差出方」ができるように強壯人を取り立てよ、とある（『中山町史』資料編四、一三三頁）。

こうした記録にみられるように、農兵取り立ての前提に一揆・打ち壊しへの懸念があったとみなすことは当然であろう。しかしながら本稿では、農兵取り立てをめぐる歴史的前提を、たんに地域社会における階層対立の問題として

ではなく、対外的危機への国家的対処、および庶民武芸の展開状況と関連づけながら再検討することにした。

一 「惣国」の防衛と農兵取り立て

村山地方における農兵の取り立ては、もちろん幕府による全国的政策展開の一環であった。その経緯について簡単に振り返っておきたい。

ペリーが来航する嘉永六年（一八五三）よりも前のことだが、同二年、幕府は全国に海防強化令を出している。その趣旨は、「惣国」の力で対外的危機に立ち向かうべしということであった。近年、漂流船ではない異国船がしばしば上陸しており、このままでは国威にかかわるとして、諸藩に対し沿岸の備えを求めたものであった。「惣国」であるから、たんに士分のみ呼び掛けたのではない。百姓・町人にも相応の尽力を求めた点に、この触の歴史的意義があった。長くなるがポイントになる部分を引用しておきたい。

（前略）

異賊は西洋諸國之儀二而、御国地を覬覦致し候事と察候時は、此方二而も御国内一躰之力を以防禦致し候事二無之

候而は多寡之勢力行届申間敷訳二付、兎角万一之節は隣領よりも力を合せ、相互二援助致し候手筈等も厚申合、凡日本国中二ある所、貴賤上下となく万一夷賊共御国威をも蔑したる不敬不法之働杯あらは誰か是を憤らざらん、然らば日本蘭國之力を以相拒ミ候趣意被相弁候ハ、諸侯は藩屏之任を不怠、御旗本之諸士御家人等は御膝元之御奉公を心懸、百姓八百姓たけ、町人八町人たけ、銘々持前当然之筋を以力を盡し、其筋々之御奉公致し候儀、是式百年来昇平之沢二浴し候御国恩を報する儀と厚く心懸候得は、即惣國之力を盡し候趣意二相当り候間、沿海之儀は相互に一和之力を盡し可被申候

【通航一覽統轄】第五

冒頭の、「異賊」である「西洋諸國」が「国地」を「覬覦」するというのは、やや文意が取りにくい。西洋諸國がわが国を犯さんと窺う、といった意味であろうか。そのときには「御国内一躰之力」をもって防御しなければならぬ、と説く。もし「夷賊」がわが国を「蔑」したときには憤然としてこれを「相拒ミ」、諸侯は「藩屏」としての役割をはたし、旗本は奉公し、百姓や町人はそれぞれ持ち前の筋をもって力を尽くせよ、と令したのであった。そのこととあわせて注意しておきたいのは、諸藩に対して、それ

それぞれの分限に応じて砲台や土塁を構築して守備を整えると共に、「土著之士、農兵等相用候共、家々之都合宜様いたし、永久の備、相定候儀を専一二被心懸候儀、肝要二候」と示達したことである。すなわち幕府は諸藩に対して、「土著の士」や「農兵」の採用による防備充実を求めたといつてよい。

老中阿部正弘は農兵採用にこだわったものの、農兵の採用は百姓武芸の禁止と抵触するという意見が幕府内では強く、そのため農兵採用は各藩の裁量に任せざるをえなかったという指摘がある（上白石実「農兵をめぐる議論と海防強化令」『日本歴史』七一九、二〇〇八年）。ここにいう百姓武芸の禁止というのは、のちに改めて紹介するが、文化二年（一八〇五）に発布された触書のことである。

だが、幕府が諸藩に農兵の採用を推奨したことの影響は大きかった。原剛氏によると、この海防強化令が出されたあと、慶応三年（一八六七）までに、沿岸大名約一二〇藩のうち、農兵を採用したのは五四藩にのぼるといふ（『幕末海防史の研究』名著出版、一九八八年、三二二頁）。一方、幕府の側は、文久二年（一八六三）に軍制を改革し、將軍直臣の旗本と御家人に対して知行高に応じた歩兵（五〇〇石につき一人など）の提出を命じた。事実上の農兵の取り立てである。

翌三年幕府は、代官に対しても農兵の採用を命じた。これによつて、大名領と幕府領の双方で農兵取り立てが実現することになった。その一環として、村山郡の幕府領でも農兵が取り立てられたのである。海域をもたない村山郡においては、編成にあたり、地域治安の維持を強調したとみてよいだろう。

二 庶民武芸の禁止をめぐる

次に、農兵採用をめぐる幕府内の審議で出されたという、文化二年の百姓武芸の禁止触について検討しておこう。この触書を掲示しておく。

御勘定奉行え

近来、在方二浪人もの杯を留置、百姓共武芸を学ヒ、又は百姓同士相集り、稽古致候も相聞へ候、農業を妨候計二も無之、身分をわすれ、気かさ二成行候基候得は、堅く相止可申候、勿論故なくして武芸師範致候もの杯、猥二村方え差置申間敷候

一、百姓共之内、江戸町方火消人足之身躰をまね、出火二事よせ、大勢二て遺恨有之者杯之家作を打こはし、或は頭分と唱へ、組合を立て、喧嘩口論を好ミ候もの共も有之由、

甚以不埒之事二候、急度相慎、総て風儀を宜敷可致候

右之趣、村役人共常々申教へ、不作法もの無之様に心を附ケ可申候、若相背ものハ召連可訴出候

右之通可申付旨、関八州御料は御代官、私領万石以上之分八家来呼寄申渡、万石以下之面々えも可被達候

〔御触書天保集成〕六二九〇号

この触書は、百姓らによる武芸を禁止したものととして、よく知られている。第二条には、「百姓共之内、江戸町方火消人足之身躰をまね」云々とあり、また末文に、「右之通可申付旨、関八州御料は御代官、私領万石以上之分八家来呼寄申渡、万石以下之面々えも可被達候」とあるように、あくまで関東八カ国を対象に触れ出されたものであり、全国触ではなかった。同様の触書は、天保一〇年や慶応三年にも出されていた（天保一〇年触は『幕末御触書集成』第五卷、四四〇四号。慶応三年触は『徳川禁令考』前集第五、二八三二号）。従来はこうした触書をもとに、江戸時代を通じて百姓武芸は禁止されていたと理解されてきた。それだけに百姓武芸の事例を確認したとしても、違法で特殊な事例として扱われることが多かった。百姓武芸の歴史的意義は十分に検討されてこなかったといつてよい。本稿はその点の再検討をも試みるものだが、そもそも百姓武芸は、

いったいいつから禁止されるようになったのだろうか。

この文化二年触よりも前に庶民の武芸を禁止した触書として、寛政一年六月、京都市中に出された次のものがある。

町人共馬二乗、又は武芸いたし候ものとも有之由相聞え、町人共身分二は有之間敷儀、甚不埒二候、向後右体之族在之候ハ、可遂吟味候間、常々年寄五人組とも右之趣相心得、差留可申候（後略）

〔京都町触集成〕第八卷、一四七号

江戸市中に対しては文化元年に次の触書が出された。

申渡

士農工商夫々其業も有之所、近頃町家之内店借致、又は町家統稽古場を補理、武家之外町人共を弟子二致し、武芸を教候雖有之由、町人共不預身分芸を致候義、自然と其職業を失ひ、以之外成不埒二候条、右躰之もの有之候ハ、銘々町役人共より慎之儀、急度可申渡候、且又町方二借家致し稽古場を補理、町人共え武芸指南致候族有之ハ、此度申渡候趣を以早々相断、町人共武芸稽古之義は堅相止候様致へく候、右之趣従町御奉行所被仰渡候間、町々不洩れ様寄人

別二申聞、来十七日迄、此方役所え請書差出可申候

子九月

『江戸町触集成』第一一巻、一一二八八号

町家を借り、あるいは町家を建て増しして稽古場を作り、武士だけではなく町人をも弟子にして武芸を教授している者がいる、町人どもの身分には預からざる芸（ふさわしくない芸）をしているので、自然と町人としての職業を怠ることになって不埒である、よつて町人どもの武芸稽古はこれを禁じる、という内容である（拙著『開国への道』小学館、二〇〇八年、三〇四頁、では、江戸町人に武芸禁止が示達されたのは天保一四年のことだとしていたが、本文であげたように文化元年に示達されていた。また京都町人に對しては、それよりも早く寛政一一年の発布が確認できた。訂正しておきたい）。

こうした一連の触書がもつ歴史的意義の検討は別稿に譲るが、とりあえず寛政一一年の触は京都町人、文化元年は江戸町人、同二年は関東八ヶ国というように、いずれも地域的に限定した触書であることに注意しておきたい。

ところで村山郡では、百姓武芸を禁止した安政二年（一八五五）布達の請書を確認できる（山辺町ふるさと資料館の佐藤維雄館長の「教示による」）。この布達には、前掲し

た文化二年（一八〇五）の百姓武芸の禁止触、およびそれを再令した天保一〇年（一八三九）の触、さらに同一四年に江戸市中に出された町人武芸の禁止触を再録しており、これを安政二年に改めて布達したものである。それに対して、山野辺村の小前一同三八人が請印をした帳面であった。

『山辺町史』（上巻四九六頁）によると、山野辺村は文政六年（一八二三）に幕府領から白河藩の飛地になって明治まで続いた。したがつてこの請印帳は、同藩の山野辺役所に提出されたものとみてよいだろう。幕府触が飛地とはいえ大名領にも触れ出されたことを示すものである。あるいは近在の柴橋代官所から出されたものを流したのかもしれない。その点はともかく、当初は地域を限定した庶民武芸の禁止触が大名領にも拡大していった過程を示すものとして留意しておきたい。

以上のように、いくつかの触書等を見ると、町人であれば百姓であれ、彼らによる武芸修練は領主によって厳しく取り締まられていたというイメージを喚起をする。それが前に指摘したような、庶民武芸は江戸時代を通して禁止されてきたという通説を成り立たせていたといつてよいだろう。だが、そうした理解は適切なのだろうか。庶民武芸の現実には迫ることで、こうした通説を見直す手がかりを得ておきたい。

なお、右に紹介した触書では町人の武芸、百姓の武芸として表れてくるが、本稿では町人と百姓たちによる武芸を総称して、庶民武芸と呼ぶことにしたい。

三 村山地域の庶民剣士

村山地域の庶民剣士については、山辺町ふるさと資料館の佐藤継雄館長と大江町教育委員長の金山耕三氏に貴重な情報を頂戴した。以下にそれを紹介し、これらの史料がもつ意義について検討しておきたい。

1 山辺の道場と庶民剣士

『山辺町史』上巻(二〇〇四年)には「剣術と道場」(第十二章第四節)という一節が設けられ、西高橋村の多田家、および山辺の飛塚家と安孫子家に剣術智源流の巻物が残されていることを紹介している。

それによると、智源流の初代は薩摩出身の嶽本大膳勝重で、京都で修業を積んだという。いつ山辺にこの流派が伝わったのかは不明だが、享保八年(一七二二)に嶽本七郎右衛門一富から多田勘右衛門へ免許状が出されている。この多田勘右衛門は六代目の嶽本勘右衛門を名乗っているか

ら、智源流の嶽本を相伝したものであろう。その後享保一〇年、四六人が血判した「掟」がある。宛先は多田勘右衛門と同左内であるから、当時の門人だとみてよいだろう。地名がないので居村は不明だが、佐藤継雄館長によれば地元百姓の苗字が多いとのことである。『山辺町史』が的確に指摘しているように、この「掟」は「公文書ではないから、百姓身分であっても自家の苗字を名乗っていたのである。

多田家にはこのほかにも門人名簿と思われる史料があり、宝暦四年には五人、明和四年には一人が記載されている。『山辺町史』によると、智源流の師匠筋はこの前後に飛塚家に移った可能性があるようだが、智源流としての在村武芸は、その後も一定の勢力を保ったようだ。

じつは山辺には、ほかの流派の存在も確認できる。大蔵村の豪農稲村家には、いくつかの武術関係の史料が残されているので、それを紹介しておこう。この史料の存在は、佐藤継雄氏にご教示をいただいたものである。

まず最初は、藤原弄知から木村孫左衛門に宛てたもので、安永二年の「三上流武術目録」と題された卷子である。兩人ともに素性は知れないが、「鎗」と「劔」と「護身法」に関する「口伝」書である。稲村家との関係は定かではない。次は寛政一一年の「鏡信流兵法目録」である。秦多治

表 1 文化 6 年 江戸の岡田道場修業参加者一覧 (大藤 福村家文書「演武場出席」より作成)

名 前	6.15	6.16	6.17	6.18	6.19	6.20	6.21	6.22	6.23	6.24	6.26	6.28	9.9	9.10	9.11	9.12	9.11	9.12	9.13	9.14	9.26	9.27	10.8	10.9	10.10	10.11	11.5	11.6	11.7	題詞文 署名者			
福村七郎左衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福村久松	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福村丹次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福村七郎次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福村七十剛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福村吉蔵														○																	*		
福村久吉																																*	
隈谷弥次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○										*	
渡辺仙藏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							
飛騨市右衛門		○				○	○																										
村山新三郎		○	○	○	○	○	○	○	○	○																							
垂石六右衛門			○							○																							
佐久間真右衛門										○			○	○																			
飛騨守(卯)左衛門										○			○	○								○											
鈴木殿右衛門													○	○								○											
鈴木広太													○	○																			
垂石常吉													○	○																			
垂石永(栄)吉													○	○																			
高橋今吉														○																			
柏倉彦右衛門																	○																
大江主膳																																	
福村開之助																						○											
西倉留吉																						○											
鈴木林藏																						○											
遠藤和吉																						○											
村山理作																						○											
竹倉著作																						○											
島新治郎																						○											
日田松太郎																						○											
井田左九郎																						○											
人数合計	6	8	7	6	8	8	11	8	4	2	3	3	7	10	3	5	8	7	8	6	7	10	9	8	8	7	8	7	9	8	8		

* 9月11日と12日は重複記載されているが、そのままとした。

馬から稲村久次郎に宛てたもので、末尾には「右如書鏡信流之兵法、貴殿数年就被抽精誠、令相伝候、猶無懈怠常可修行者也」と記されている。ここ数年、修業に励んだので「相伝」するとある。免許状である。

三つ目は、岡田十松吉利から稲村七郎左衛門に宛てた、文化六年（一八〇九）九月の「神道無念流兵法目録」である。神道無念流は福井兵右衛門嘉平によって開かれた流派で、岡田十松はその三代目であった。初代の福井兵右衛門は下野国都賀郡藤葉村（栃木県壬生町）の生まれ、二代目戸賀崎熊太郎は武州埼玉郡清久村（埼玉県久喜市）の出身、三代目の岡田十松は埼玉郡砂山村（同羽生市）の生まれで、いずれも百姓身分である。

興味深いことに稲村七郎左衛門が免許をうけた文化六年、彼は身近な者たちと一緒に江戸の岡田道場に修業に出ている。「演武場出席」という表題を付けた史料には「東都小川町猿楽町」という文字があることから、神田の猿楽町にあつたという「撃剣館」に通つたのであろう。

この「演武場出席」は江戸修業の実態を示す貴重な記録なので、その参加者と日程を一覧を表1にあげておいた。全日程は六月一五日から一月七日までだが、参加者は稲村七郎左衛門を筆頭に総勢三〇人に及ぶ。修業日程としては六月が一五日から同二八日までほぼ連続しているが、九月

表2 文化七年二月 門人起請文

日付	地名	名前	江戸修業参加者
文化四・一二	四ノ沢	熊谷弥次郎	○
文化六・一〇	長崎	村山利作	○
同	高橋村	稲村久吉	○
同	山野辺	垂石栄吉	○
同	大蔵	遠藤和吉	○
同	同村	鈴木留蔵	
同	大寺	高橋今吉	○
同	高橋	稲村吉蔵	○
同	舟町	西倉留吉	○
文化七・二	深掘	後藤伊助	
文化七・一二	四ノ沢	熊谷久治郎	
同	新宿邑	金井三郎兵衛	
文化八・二	八沼	鈴木舜蔵	
同	送橋	渡戸喜吉	
文化八・二	高橋	鈴木伝五兵衛	
文化八・閏二	上反田村	佐藤弥重郎征聖	
同	高橋	沼沢民蔵	

（山形大学附属博物館蔵「稲村家文書」）

は一〇日間、一〇月は四日、十一月は三日と断続的になつてゐる。

六月中の修業に参加したのは上段部分の飛塚宇左衛門までで、後半の九月以降は新しい参加者がみられる。前後を通じての参加者は稲村七郎左衛門と同久松の二人にすぎない。この二人については、六月末から九月初旬までの間であれば出羽に帰郷することも可能だろうが、その他の期間に帰郷の余裕はなかつたのではないだろうか。

このグループがどのような関係をもつてゐるのかを考へる手がかりが、四つ目の剣術史料である「神道無念流兵法剣術」にある。これは岡田十松が稲村七郎左衛門に与えた文化七年二月の免許状であると同時に、稲村七郎左衛門に対する起請文でもあつた。起請文に名前を記すのであるから、師範に対する門人としての誓約だとみてよいだろう。それを整理したのが表2である。

各人に付された日付を入門時期だとみなした場合、一七人の門人のうち最も早いのは、四ノ沢の熊谷弥次郎で文化四年であつた。彼は文化六年の江戸修業にも参加してゐる。その江戸修業との関係を見ると、文化六年入門者八人のうち、大蘇の鈴木留蔵を除く七人はいずれも江戸修業への参加者であつた。しかも、いずれも後半日程の参加者である。ということは、江戸修業の最中に稲村七郎左衛門に入門し

たことになる。それはおそらく、同年九月に岡田十松が稲村に免許状を与えたことと関係してゐるものと思われる。

なお、文化七年以降の入門者に江戸修業参加者はいない。

なお稲村家には、安永二年（一七七三）の三上流の武術目録のほか、寛政一年（一七九九）の鏡信流、文化六年（一八〇九）の神道無念流の兵法目録が残されてゐた。安永二年の三上流目録は藤原堯知から木村孫左衛門に宛てたものであり、稲村家との関係は定かではない。だが稲村家が三上流と何らかの関係をもつがゆえに同家に残されたものだと考えると、同家は三上流から鏡信流、さらに神道無念流へと流派を変えていったことが想定できる。必ずしも一流派にこだわらない武芸修練のあり方だったといえるかもしれない。だからこそ流派の盛衰がおきるのである。

また稲村家には、寛政六年正月に幕府代官池田仙九郎が百姓七郎左衛門と俵の久米之助に宛てた褒賞状がある。「村方へ奇特之取計致候」につき兩人に対して銀一〇枚を与へ、さらに七郎左衛門には一代限りの帯刀と子孫までの苗字を許可してゐる。この褒賞については、老中安藤対馬守信成が勘定奉行の柳生主膳正久通に申し渡し、柳生から代官池田に伝えられたものである。もちろん池田からの上申あつての褒賞だが、稲村七郎左衛門もこれによつて堂々と帯刀することができた。これ以前における帯刀御免の事績は確

認できないが、もし寛政六年が初めてだとすれば、帯刀御免が下りる前から七郎左衛門は劍術修業をおこなっていたとみられる。帯刀御免はこれにさらに拍車をかけ、江戸修業に出るほど熱を入れるようになったとも考えられよう。

以上みてきたように、羽州村山郡山辺地方には、すでに享保年間から宝暦年間にかけて智源流の庶民剣士が四〇人以上も存在したこと、さらに文化年間には江戸の神道無念流岡田道場に、大藤村の稲村家を中心として山辺周辺の庶民剣士三〇人が修業に向いていたことが確認できた。この地域一帯の庶民世界において劍術が広く受容されていたことを、明確に証明するものである。

なお、同じ村山郡の東郷村（のちに東根市に包摂）でも、いくつかの道場があつたと指摘されている（『東郷村史』一九五四年）。まず寛政元年に仙台藩士の柳生流剣士菊池六郎兵衛、同二年に心極流長刀の剣士高木左京が来て、同地および後沢村太田助右衛門方に道場を開き門人を集めて教授したこと（二六四頁）、さらに泉郷の太田助右衛門の墓地には文化一四年の「教劍之碑」があると記している（二八一頁）。同碑の現物は未確認だが、寛政期に来村した仙台剣士に関連するものかもしれない。

また、文久年間に岡田十松来たりて沢渡村の太田伊助方と猪野沢村小山田理兵衛方に道場を開き、陣鎌と劍術等の

武技を授けたという記事もある。文久年間の岡田十松は三代目の十松利章であろう。太田伊助については不詳だが、小山田理兵衛は近世前期から大庄屋や名主を歴任した家柄である（『東郷村史』の劍術記事については、佐藤大介氏にご教示を得た）。

こうしてみると、在村武芸はいくつもの回路を経て、この村山地方に普及していたことが知られる。

2 庶民剣士、天童の対決

佐藤継雄氏からは、もう一つ、さらに貴重な史料のご教示をいただいた。文化七年七月二六日付けの「羽州村山郡於天童 神道無念流・真知無元流立合勝負附」（中山町／村山新三郎家文書）である。貴重かつ極めて珍しい史料なので全文は末尾に掲げるとして、ここではその概略を紹介しておきたい。要は、神道無念流と真知無元流の剣士たちが天童で試合をおこなったという記録である。

神道無念流は二代目の戸賀崎暉芳と三代目の岡田十松吉利のころに隆盛したといわれるが、それを証明するかのように、岡田十松が文化六年に最上地方を来訪していた。その結果、この地域に神道無念流が普及し、武芸が盛んになったという。前節で稲村七郎左衛門ら一行が大挙して文化六

年六月から江戸の岡田道場で修業したことを紹介したが、岡田十松が直々に最上に下つて門弟を勧誘した成果だったのかもしれない。

このころもう一人、当地で名を馳せていたのが、天童藩織田家の剣術指南をしていた武田軍太であった。門人も多かったという。その武田がいうには、江戸から岡田十松が来て以来、「西郷」地域では若者が剣術稽古をするようになったようだが、これはいかなる流儀か、ワシは刀・脇差がなくとも扇子一本があれば抜き身で斬りかかれても負けはしない、と自慢していたらしい。この話を聞きつけた岡田十松門下が憤激し、試合を申し込むことになったという。

これに対して文化七年七月二四日、武田門人の相沢代助より谷地の岡田門人松木惣左衛門に宛てた返事は、二五日なら試合ができるというものであった。松木は、そのころ岡田十松の名代として最上に下り長崎村の縄野善六方に逗留していた梅地喜間太と、大藤村の稲村七郎左衛門に相談した。稲村のもとに行つたのは、岡田十松が江戸に戻つて以来、「剣術一儀」は稲村が「万事世話」をしていたからだという。文化六年九月に稲村は岡田から免許目録を授かつていたから、この地域の有力門人として取りまとめ役的な存在だったのだらう。

表3 文化七年 真知無元流と神道無念流の試合結果

東(真知無元流)		西(神道無念流)		
行事/相沢代助		行事/柏倉喜右衛門		
試合				
村名	名前	勝負の結果	村名	名前
天童	新関長兵衛	○	谷地	松木惣左衛門
天童	佐藤久蔵	○○○	長崎	縄野安之丞
天童	佐藤長吉	○○	西里	逸見彦兵衛
天童	古瀬熊吉	○○	長崎	寒河江伊助
清地村	正福寺采女	○○○	長崎	村山利助
天童	瀬尾岩助	○	山野辺	稲村七十郎
矢野目	矢野九助	○○○	山野辺	垂石栄吉
矢野目	佐藤大吉	○○○	長崎	寒河江伊助
米沢	佐藤繁蔵	○	大藤村	稲村久松
米沢	安藤武重	○○○	西里	逸見久五郎
米沢	佐藤確吉	○○	山野辺	稲村七十郎
米沢	渡辺最蔵	○○	山野辺	渡辺仙蔵

合計12試合

西方勝 8試合 25本
 東方勝 4試合 11本

時間があれば門人を大勢連れていくことができたのだが、試合は二五日と指定されていたため、やむなく梅地喜間太は、山辺、大磯、谷地、西里、長崎、岡から急遽呼び集めた一五、六人の門人だけを引き連れて天童に向かった。同日夜に天童に泊まり、翌二六日に武田軍太と対面に及んだ。ところが両流の武具の違いから武田が難色を示したために、流派は違うが兼ねてより懇意だった相沢代助と柏倉喜右衛門が、「軍太こそ無念流之鋒先二恐れ、試合相止候ヲ幸ひ二致候」と批判されるだろうと説得し、武田も試合を受け入れたという。その試合結果を示したのが、表3である。全一二試合中八試合を神道無念流側が勝利した。

以上の過程をみるだけでも、この地域の有力者である稲村一族や柏倉一族の名前が出ている。表3をふくめた登場人物を探究すれば、地域有力者等とのかかわりも、より明確になるものと思われる。なお、真知無元流の剣術家には米沢出身の者が多いが、これは師範の武田軍太が米沢領高畠に本拠をもっていたからだろう。

以上紹介した天童勝負の史料は、文化六年以降、この地域に神道無念流が普及し、その結果として真知無元流との対抗関係が生まれ、ついに天童での試合にいたったことを明らかにする貴重な内容であった。これもまた、この地域に庶民武芸が広く普及したことの明確な証拠となるだろう。

3 西川町の浪人と門人

次に金山耕三氏からいただいた情報を紹介しておきたい。それは西村山郡西川町入間字軽井沢の三宝荒神社に奉納された、文化元年（一八〇四）の絵馬である。全文を掲げておこう。

一之宮流居合・柳生心眼流兵
法・破手流捕手、右三流學、太刀
数相記奉納御奉前

丹波国八木郡影山善賢入道清重

拾二世小原久右衛門源薫安門人

一、三千六百八拾八太刀 久米治郎

一、四千二百十四太刀 清治郎

一、四千四百九十三太刀 久七

一、千八百六十九太刀 久米吉

一、千八拾九太刀 与藏

一、千六百三拾八太刀 吉之助

一、九百四拾九太刀 巳之助

文化元歲四月朔日 初學之門入而

同年六月十五日マテ為諸願至奉掛

者也

文化元年六月十五日

小原久右エ門

源薫安

『西川町史』下巻（一四〇八頁、一九九五年）によれば、丹波国の影山清重十二世と称する小原久右衛門源薫安なる武芸者が、同年四月一日から六月一五日まで、一之宮流居合・柳生心眼流兵法・破手流捕手の三流を村人に教えていたらしく、その納会を記念して門人の太刀数を記して奉納したものと紹介している。三宝荒神社のある軽井沢は、江戸時代には入間村の枝郷で、柴橋代官所支配の幕府領であつた。

戦国時代の剣豪として影山清重という人物の名前は存在するが、小原久右衛門源薫安なる人物は不明である。いずれにしろ、流れ浪人が小山村に二ヶ月半ほど滞在して村人に武芸を伝授した記録であることは間違いないだろう。金山氏によると、小山村は六十里越街道から南に入った、相当に山奥の小村だということである。こうした山村にまで庶民武芸の波は押し寄せていたのであつた。

なお同町史によれば、同社にはかつて、羽州東根の齋藤倉之助藤原亮春が嘉永三年に「香口神刀流劍術 五百本抜刀」を記念して奉納した額も掛けられていたという。

四 農兵の武器―帯刀と脇差―

農兵の編成や農兵頭の性格などについてはこれまでの研究に譲り、ここでは農兵隊が調達した武器に関心を向けておきたい。農兵は武装した農民兵であるから、とうぜん武器を携行する。その武器の調達を示す史料が、文久三年（一八六三）九月の次のものである。

覚

一 弓拾五張

松橋村上組

外二 弓弦三拾本

名主 堀米四郎兵衛

鞆 十五

矢 四百五拾本

右は今般農兵御取立之儀二付、御代官様被為遊御持參候
弓矢其外書面之通私共え御預ケ被仰付奉預候、依之御譜取
奉差上候、以上

（文久三年）亥九月七日

右

堀米四郎兵衛

柴橋御役所

〔河北町史資料〕第四号、一二二四頁

これは農兵頭の一人であった堀米四郎兵衛が、農兵取り立てを命じられた文久三年（一八六三）に弓矢一式一五七ツト分を受け取った旨、柴橋代官所に提出した覚書である。ここには弓矢しか記されていないが、代官所が下付したのはこれだけだったのだろうか。

農兵の編成は一隊につき、表4のような編成になっていた。基本的な武器は、鉄砲と弓と槍である。これらの武器類については、「下ヶ渡二而可有之候」（『河北町史資料』第四号、二六四頁）とあるので、代官所が支給したことがわかる。柏倉家文書にも同様の記事がある（『中山町史資料編』第四集九〇頁）。ただし、「干飯」は農兵頭が用意し、「腰兵糧とわらじ」は農兵各自が持参することとされている（同前九一頁）。

文久三年、農兵頭が用意すべき品々を書き上げた「農兵頭老人用意可致品々」（同前二六三頁）によると、代官所は堀米に対して、旗類、陣貝、陣太鼓、陣鉦、拍子木などを一つずつのほか、尖陣笠や法被、腹巻、腕貫、股引、脚絆、甲懸などの装束を一二五セットずつ用意するよう命じている。農兵頭の堀米は、一組二五人からなる小隊を五組配下においたから、その総数一二五人にあわせた数字だろう。別な農兵頭柏倉文蔵も同様の指示をうけている（『中山町史資料編』第四集、八九頁）。

次は農兵頭と小頭（式拾五人頭）および農兵の装束についてみておこう（同前八九頁以下）。農兵頭については「馬上二而帯刀」とあり、「陣笠并武器は心付附次第用意いたし」とある。帯刀（大刀・脇差の二本差しのこと）による馬上指揮を許され、陣笠や刀は自分で用意するという意味である。また、「農兵頭下人共は刀為致持参、相働キ可申事」とある。「農兵頭下人」とは従者のことだが、「刀為致持参」は帯刀を認めると解しておきたい。農兵頭一人につき下人

表4 農兵隊の編成

		農兵頭一人			
一番組	小頭一人	鉄砲二五人			二五人
二番組	小頭一人	弓五人、槍二〇人			二五人
三番組	小頭一人	弓五人、槍二〇人			二五人
四番組	小頭一人	弓五人、槍二〇人	軍目附役二人、諸使番役四人		二五人
五番組	小頭一人	陣鐘役四人、陣貝役二人、陣太鼓役三人、拍子木役二人	合図旗印持三人、諸持夫役五人		二五人
総計		一二五人			

（『中山町史資料編』第四集八九頁）

は一〇人まで召し連れてよいとされている。

小頭（貳拾五人頭）については、「歩行にて帯刀」、「陣笠武器は用意次第」とあるので、陣笠着用と帯刀を認めている。小頭付きの「下人」については三人まで認められており、「寸延之脇差可相用事」とある。「寸延之脇差」をせよということだが、一般の「農兵」に対しては「脇差可相帯候事」とある。「寸延之脇差」と「脇差」の違いがわかりにくい、長さ一尺以下の短刀に対して、一尺を超えらるものについては「寸延短刀」というらしい。脇差はおおむね刃渡り一尺以上二尺未満、たというから、ここにいう「寸延之脇差」とは、あるいは二尺を少しこえる長さの脇差のことかもしれない。小頭付き「下人」のほうも農兵よりも、少しだけ長い脇差の着用を許されたのであつた。以上をま

表5 文久三年の農兵編成

身分	条件	総人数（二〇組）
農兵頭	騎乗、帯刀	二〇人
同 下人	帯刀	二〇〇人
小 頭	帯刀	一〇〇人
同 下人	寸延の脇差	三〇〇人
農 兵	脇差	二五〇〇人

とめると表5のようになる。

鉄砲と弓と槍は農兵隊の基本編成であり、これらの武器は代官所から支給されることになっていた。だが、旗や陣太鼓などの軍器をはじめ、農兵の装束などは農兵頭による調達が表示されている。小頭以上は帯刀を許されているが、仮にこれを自弁だとしても、農兵の脇差はどうなのだろうか。農兵が自弁せよと明記されているのは、「腰兵糧」と「わらじ」だけであるから、配下の農兵が帯びる脇差も農兵頭による調達が前提になつていたのかもしれない。おそらくこうした事情を反映したのだろうが、文久三年一月に村山郡村々が代官所に提出した「内願書」に、次のようにある。

今般農兵御仕立方被仰付、頭役之もの共貳拾人を貳拾段二御組立、壹段農兵百貳拾五人、小頭五人、外手人は頭役之ものは拾人ツツ、小頭は三人ツツ、惣人数三千百貳拾人、別紙之通御仕立之積二付、村々高持百姓而已二面は引足不申、無高困窮もの共迄撰出候様罷成候間、一般農業差支候旨相嘆、将又、頭役之内身元之ものも有之候得共、手薄之もの共は組子之支度二差支、其段申立候処、右は村々より御取立、御下金之御含二而、来春御下渡可有之旨被仰聞候得共、三千人余之支度金、当座調練之間二合候丈二而も若

万両余二有之、其外調練道具等広大之儀二而民力薄貧乏之場所柄二而迎も行届候義二無之（後略）

〔天童市史編集資料〕第二二号、四七頁、一九八〇年

一隊につき農兵は一二五人だが、農兵頭と小頭の従者を加えると、二〇隊分では三一二〇人となる。これだけの人数を高持百姓だけから調達することは困難であるため、無高百姓からも動員しなければならぬとある。それだけに農兵頭にとっては、調達すべしとされた軍器以外でも経費がかさむことになるだろう。当面必要な三千人余の支度金だけでも一万両を越えるというから、継続的な経費となれば大変な金額になる。いくら資産家の農兵頭であつても、懸念するのは当然であつた。右史料で「頭役」の者が「組子之支度二差支」と善処を申し入れたのは、こうした事情を指しているものと思われる。これに対して代官所は、村々より取り立てて来春に下げ渡す、と回答したようだ。農兵取り立ては結局、村負担の増大としてはねかえつてくることになる。ただし翌元治元年一月、農兵取り立ては中止になった。それが強壯人取り立てとして再び姿を現わすのは、慶応二年八月のことである。

以上、農兵取り立てにあつて示された武器や道具のうち、とくにそれぞれが身に帯びる武器に目をむけてみると、

表6 農兵頭一覽

柴橋管内		寒河江管内	
農兵頭名	身分	農兵頭名	身分
堀米四郎兵衛	松橋村上組名主	柏倉庄六	小泉村百姓
柏倉文蔵	長崎村百姓	与右衛門	小泉村百姓
八之助	米沢村百姓	久右衛門	楯南村百姓
嘉兵衛	谷沢村名主	又三郎	楯西村百姓
伝四郎	柴橋村名主	青柳安助	久野本村百姓
七兵衛	柴橋村組頭	楨久右衛門	新町百姓
庄左衛門	白山堂組組頭	宇井竹司	工藤小路村名主
長左工門	吉川村組頭	伊藤儀左衛門	山口村百姓
孫助	湯之沢村名主	三右衛門	山家村名主
惣内	延沢村百姓	阿部権内	工藤小路村警備組百姓

興味深い現象を確認することができる。農兵頭・同下人・小頭に帯刀が許されていることである。

表6でわかるように、農兵頭に指名された二〇人のうち、苗字を有する者は堀米四郎兵衛や柏倉文蔵など八名にすぎない。おそらくこれら八人は、堀米や柏倉の例からみて、苗字だけではなく帯刀も免許されていたものと思われる。逆に苗字を付されていない農兵頭たちは、苗字帯刀御免を

得ていないと考えることができよう。これまでの研究が明らかにしてきたように当地域きつての地主豪農商が農兵頭に指名されたとはいえず、すべてが苗字帯刀御免の格式をもつていたわけではなかったのである。

しかし農兵取り立てによつてこれらの農兵頭も、帯刀が許されることになった。いやそれだけではなく、前掲表5にある農兵頭下人と小頭を含めると、三〇〇人が一挙に帯刀御免となったのであつた。もしこれが全面的に実施されたとすれば、農兵取り立ては村山郡の幕府領に一挙に三〇〇人を越える帯刀人を誕生させたということなる。また一般農兵は、小高や無高の下層農民が多いとされている(『山形県史』第三巻、九三九頁)。これまでの研究によれば、『脇差規制は領主によつて異なり、庶民が脇差を差すことは必ずしも禁止されているわけではなかったが(藤木久志)刀

表7 慶応二年の「強壯人」編成

身分	人数	総人数(二〇組)
頭取	一人	二〇人
小頭	五人	一〇〇人
強壯人	五〇人	一〇〇〇人
合計		一一二〇人

「狩り」岩波新書、平川新「開国への道」、だからといって庶民の多くが脇差をしていたわけでもない。だが農兵取り立ては、脇差をも一氣に普及させる契機となるものであつた。

文久三年の農兵取り立ては翌年撤回され、慶応二年に強壯人として再令された。その規模は文久の農兵組織に比べて大幅に縮小され(表7)、四割程度になつた(『寒河江市史』中巻、九三八頁)。人員確保の困難さを反映したものが、それでも千人をこえる部隊である。頭取の下人の人数は不明だが、仮に半減以下に減少させたとしても一〇〇人になる。文久時と同様に頭取下人と小頭を帯刀御免だとすれば、やはり二〇〇人程度の帯刀人が増えたことになる。慶応二年の「取究法令書」(『河北町史資料』第四号、二六〇頁)には、次のような条文がある。

一、組下中之衣類・武器其外都而之道具不殘、拾人頭え其時分引渡候間、拾人頭は五人頭え申付、無紛乱請取いたし、用済之上、品数相改、疋と相調、頭方え返却可致事

武器や装束は訓練が終わつたら小頭(拾人頭)が管理するように、と指示されている。帯刀も訓練や出陣時だけを

想定したものであろうが、次の史料にあるように実際には管理が行き届かなかつたようだ。

強壯人共帰村かけ、刀又は槍棒之類二而作物に差障、往來も不行跡二付、取締之義、石川武右衛門其外より願出候二付、新町楨久右衛門、野村普治郎相招、以來之義談遣候

(渡辺信夫一九五九)

訓練を終えて帰村する際に、刀や槍など振り回す者がいたのだらう。農兵や強壯人取り立てを契機に村山郡幕府領では、帯刀した者や脇差をした者があふれかえるようになったのだから、不心得者がいてもおかしくはない。また、元治元年(一八六四)に農兵取り立てを撤回した布達には、次のように興味深い文言もあつた。

矢張一概二御料所警衛之ため農兵取立方申渡、又は武芸差免成者、小頭等申付候故、右之もの共之内二は割羽織小袴等着用、内々帯刀いたし候もの共も有之哉二相聞、以之外之事二付

(青木美智男一九六八、山口村伊藤儀左衛門家文書)

「武芸差免成者」、すなわち武芸修練を積んでいた者を小

頭に任じたとある。これまでの研究で小頭は、農兵頭につぐレベルの上層農だとされている。彼らが小頭に任じられたのは、その財力だけではなく、武芸を身につけているかどうかも斟酌されたことだろう。それなりの財力があり武芸を習得していた彼らが、小頭に取り立てられることによつて帯刀が許された。それは訓練中や実際の出勤時のみならずであつたが、それ以外のときも「内々帯刀いたし候もの共も有之」という状態になつていたのである。ここには、武芸修練と農兵および帯刀との関係が、かなり明確にあらわれているといえよう。

さらに注意すべきは、次の点である。従来の苗字帯刀御免は、軽輩とはいえず士分への取り立てがセットになつていた。帯刀が武士身分の表象だつたからである。だが農兵制度は、士分ではなく、農兵頭・強壯人頭取や小頭になることによつて帯刀することを可能にした。従来の帯刀公認システムは、大きく変容したといつてよい。幕末農兵制度は、庶民でも帯刀が可能な状態を一挙に出現させたのであつた。これがもつ歴史的な意義については、さらに検討を深めていく必要がある。

なお農兵制の成立がもつ歴史的意義を考えるさいに、次の点も留意しておきたい。図1は『中山町史』資料編四に収録された「農兵頭備配陣図」(柏倉家文書)、図2は同じ

図1「農兵頭備配陣図」(『中山町史』資料編4より)

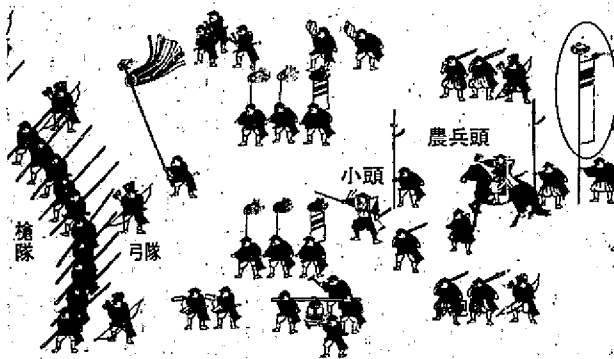
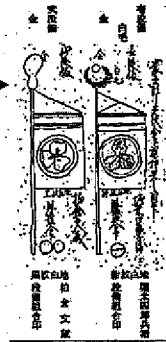


図2 農兵頭の家紋旗幟
『中山町史』資料編4



く「農兵頭之定紋合旗幟先之目印」である。

この配陣図には、馬上の農兵頭のもと、小頭ごとに配置された槍隊、弓隊、鉄砲隊が整然と訓練をしている様子が描かれている。一般農兵は脇差をしたうえに、それぞれ槍・弓・鉄砲を持ち、農兵頭や小頭が帯刀している様子も分かる。

とくに注目しておきたいのは、農兵頭の後方で旗役が持つている旗指物である。図2の「旗幟先之目印」がそれにあたると思われるが、ここには堀米家や柏倉家などの農兵頭の家紋が描かれていた。この旗は軍団を象徴する軍旗といつてよいが、そこに農兵頭の家紋が用いられていたのである。『中山町史』資料編四には、堀米家以下、農兵頭に任じられた一〇家の家紋旗が掲載されているが、そこには苗字をもたない農兵頭の旗もある。士分ではない百姓身分の農兵頭が、自家の家紋旗を掲げ軍団を率いていることを象徴するものだといえよう。

このようにみえてくると、農兵制は百姓身分の帯刀者を大量に生み出し、百姓身分の軍団指揮者も誕生させたということになる。こうした問題を身分制や兵農分離制などの関連で、どう理解すべきか、今後の課題としておきたい。

五 堀米家における武器の売買

堀米家文書には武器購入に関する一連の資料がある。それを列挙したのが、表8である。刀、鉄砲、弓矢、具足などを購入していた。たとえば、①の嘉永四年に上山の長二郎から買った道中刀とは、旅行時の護身用であろう。庶民でも旅行時は脇差が可能であったことを示している。長さには定かではないが、わざわざ道中刀と表示しているのも、脇差や大刀とは異なる形状であろうか。なお本節では表8をもとに、いくつか気づいたことを指摘しておきたい。

最初に注意しておきたいのは、同家による武器の入手は、いずれも、農兵取り立てを指示された文久三年九月以前のものだという点である。これまでしばしば、堀米家による武器購入は農兵取り立てとの関係で言及されてきたが、この時期のズレは同家による武器の取り扱いが農兵取り立てとは関係なくおこなわれていたことを示している。

だとすればその目的を考察しなければならぬが、堀米家が帯刀御免になるのは、万延元年（一八六〇）のことである（『河北町史』第四号、「解説」）。これより前に帯刀御免を得ていたかどうかは確認できないが、同年が初めてだとすると帯刀御免をうける前から刀剣を売買し所持してい

たことになる。このことをどう考えればよいのだろうか。

なお、表8をみると、堀米家による武器の取引にはいくつかのタイプがあつたと想定することができそうである。

一つは金子融通のためである。②の証文によれば、売り主である米沢城下の次助は天童でこの鉄砲を仕入れたが、金子入用のために堀米に売つたうへは、いずれの家中に売り渡すとも異存なし、とある。堀米が自分用に仕入れたのでははく、金子融通のために譲りうけたにすぎない。わずかに一挺で堀米に金子融通を依頼するほどであるから、米沢城下次助は鉄砲商人だとも思われぬ。そうだとすればなぜ一介の商人が鉄砲を売買するのであるのか。害獣駆除のために百姓の鉄砲所持は認められていたから、比較的自由な鉄砲市場が形成されていたのだろうか。

⑩では天童家中の遣水重吉が鉄砲二挺を一両一分で売っているが、『蔵王町史』資料編Ⅱの解説によれば遣水は天童藩の鉄砲方らしい（九二三頁）。⑪では仙台藩土前川六郎なる人物が大小刀を九両で売っているが、前川は仙台藩重臣（着座格）高野家家臣である市川叶の紹介により堀米に金子融通を依頼したものであつた（『蔵王町史』資料編Ⅱ、九一九頁所収の市川叶から堀米四郎兵衛に宛てた書状）。

『蔵王町史』によると市川叶は、剣術と砲術に優れており、のち慶応二年の強壯人取り立てにあたっては、農兵用の刀

表8 堀米家の武器調達一覧

	年代	事項
1	嘉永四年(一八五二)	上山裏町の長二郎から、道中刀1腰、白鞘刀身1振、鉄天保鏢1枚
2	安政二年(一八五五)	米沢城下の次助から鉄砲1挺
3	同年	山形銅屋町鑄物司大西市太郎から、銅5寸筒(玉目50目)8挺、銅1寸8分筒1挺(玉目100目)等
4	同年	刈田郡平沢(蔵王町)の市川叶(仙台藩高野家中)から、10匁玉筒2挺
5	同年	白岩村の太郎松から、鉄砲1挺
6	同年	仙台の並河為五郎から、弓矢10丁、矢110本、征矢100本、近的矢4本等
7	同年	御糸町の小沢常吉から、弓2丁、半弓2丁等
8	同年	山形八日町の矢師直右衛門から、取合弓6張、矢500本、弓弦50弦等
9	安政三年	仙台作並の秀次から、鉄砲1挺
10	安政四年	天童家中の遣水重吉から、鉄砲2挺
11	同年	会津家中の有賀辰五郎から、具足1領
12	安政五年	大町村庄三郎の仲介により工藤小路村工藤玄医所持から、長刀1振
13	文久二年(一八六二)	仙台中半子町前川六兵衛から、大小各1振
14	文久三年	天童の萩原齡助から陣刀1腰
15	*文久三年九月	農兵取り立て
16	文久三年	天童家中中島勝右衛門から懐中鉄砲2挺
17	*慶応二年八月	「強壯人」(農兵)取り立て
18	慶応二年(一八六六)	奥州刈田郡宮村(蔵王町)の刀鍛冶馬場安之助を招いて作刀

〔『河北町史資料』第4号および堀米家文書より作成〕

を鍛造するために堀米に刀鍛冶を紹介するほどの関係であった。その市川からの紹介状によれば、堀米が「陣具」を所持していることはよく知られていることだという趣旨の記事もある。市川からは④にあるように安政二年に鉄砲二挺を購入しているから、堀米は農兵取り立てよりも早い時期から、こうした武芸者との交流をもっていたといえよう。

一つ目の特徴は、武具商人との取引である。⑧の山形八日町の矢師直右衛門との売買では、堀米が弓六張と矢五〇〇本を入手しているが、⑥の仙台の並川からは弓一〇丁と矢一一〇本のほか、「征矢」一〇〇本、「極上」の「御近的矢」四本など、明らかに堀米からの注文品とみられる取引もある。並川も矢師であろうか。

右のような武具取り扱いの状況をみると、堀米家による武具調達は、金子融通の要素があるにしても、それだけではないように思われる。しかし商売のためとするには、矢を除いて、取扱量がそれほど多くはない。コレクションや備えとしての意味合いなども考慮する必要があるかもしれない。

なお表8で留意しておくべきは、⑩にある、奥州刈田郡宮村の刀鍛冶馬場安之助を慶応二年に堀米の在所沢畑村に招いて刀剣を作らせたことである。安之助は備前国の刀鍛

冶横山将監助信の門人で、修業を終えたばかりであったが、堀米が作事場まで用意して招聘したことから一人前の刀鍛冶として自立することになったようだ(『河北町史』資料集第四号、二五一頁)。堀米による農兵のための武器調達として確認できるのが、この馬場安之助の招聘であった。

じつは安之助を堀米に紹介したのが、前出の市川叶である。その市川が堀米に宛てた書翰に興味深い記事がある。堀米が「農兵の仰せ」をうけて書いた書状だが、そのなかに、「此節、兵法兵術稽古調練の御世話、御手厚之条も伺居候」とある。堀米が農兵の調練に積極的に取り組んでいることを賞賛しているが、一方で市川は、近來の兵法は道具も異なり、甲冑をつけた剣術の稽古は「太平世界之兵法と相違」と述べて注意を喚起し、兵法指南者を紹介すると述べている(『蔵王町史』資料編Ⅱ、九一八頁)。

安政二年には確認できる仙台藩の武芸者市川叶との交際、および嘉永年間の武具購入などからみて、堀米四郎兵衛が農兵取り立てまで兵法に無知であったとみることは不適切ではないだろうか。これまでの研究では、山口村名主で農兵頭であった伊藤儀左衛門の次の発言がしばしば引用され、あたかも堀米四郎兵衛が武芸に不慣れであるにもかかわらず、農兵頭に任命されて有頂天になっているかのようになされた。

馬上二テ帯刀いたし、前後鉄炮五挺、十手等為持歩行、
当正月柴橋え年頭之道中支度は（雪中故馬上二は無之候へ
共）、柴邑役所之背割小鈍子裏付之小袴、革沓二而、太刀
拵え大刀を帯び、十手為持候手人召連候由、同人儀口武（芸
共実二弁ひ候もの二無之）芸等覚有之候もの二無之、唯虚
名を浮し、りきみ歩行候故迄之もの故、（村々二而）諸人
右往來を見物いたし、一般之笑話二相成候義二、自然御威
光二も拘候義と奉存候

（一）内は抹消文字。（青木美智男一九六八、『山形県史 第三巻、九四一頁』）

だがこの文言を評価するにあたっては、注意を要する。
なぜなら、伊藤儀左衛門はまさにこの文久三年当時、寒河
江陣屋と柴橋陣屋の統合問題で堀米四郎兵衛と激しく対立
していたからである。それを考慮すれば、堀米四郎兵衛を
貶めているこうした言辞をそのまま受け取るには慎重で
あつたほうがよいだろう。むしろ先にみてきたような経緯
をみれば、伊藤儀左衛門の中傷とは異なつて、堀米四郎兵
衛は武芸や兵法に対する一定の知識をもち、早くから関心
を寄せていたとみなしてよいのではないだろうか。その前
提条件として、前節までに検証した当該地域における剣術
の隆盛という現象、および農兵頭のもとに配置された小頭

が武芸を身につけていたという前掲の記事も想起しておき
たい。

じつは堀米を揶揄した伊藤自身が、武具を積極的に調達
し、「倅共も用隙之間は、手習・学文・武芸も相励候儀御
取計被成候」（青木美智男一九六八）と、農兵、だけではな
く倅にまで武芸習得に励ませていたのであつた。農兵取り
立ては、庶民武芸の流れをより加速させるものであつたと
いつてよい。

おわりに

二〇〇九年一〇月一〇日に西村山地域史研究会に招待さ
れておこなつた講演は、「村山の歴史から見えてくる江戸
時代の日本」であつた。ここでは、「最上徳内と世界史の
なかの日本」および「村山の農兵と庶民剣士」の二つのテ
ーマを取り上げた。

前者では、村山郡楯岡村出身の最上徳内が百姓身分であ
りながら、なぜ学問の道に進むことができたのか、北方探
検家として名を成したとはいえ、なぜ武士身分になれたの
かについて考え、さらに徳内の北方探検がもつ世界的な
意義について検討した。そこから見えてきたのは、江戸時
代は「硬直した身分制」の時代ではなく、百姓や町人が学

者になつたり武士になつたりすることが可能な、意外と「柔軟な身分制」であることだつた。

また北方探検は単なる実情探査ではなく、太平洋西岸地域におけるロシアとの領土分割競争を体现するものであつた。ほぼ同時期に、太平洋東岸地域においてロシア・イギリス・スペイン・アメリカによる領土分割競争が展開しており、日本とロシアの領土紛争はまさに世界的動向の一環として把握すべきものであつた。このことを視野に入れると、閉鎖的な「鎖国」イメージに反して、一八世紀後半から一九世紀にかけての日本は、西洋列強に伍して領土分割競争に積極的に参入していたと位置づけることが可能になる。最上徳内の活動をとおして、そのことを確認した。

後者の農兵の問題は、村山地域が農兵研究の最前線であつたことから取り上げたものだが、幕府の農兵取立政策の前提にある国際的・国内的要因について再検討したものである。嘉永二年（一八四九）、幕府が出した「惣国」の力で対外的危機に立ち向かうべしとする海防強化令を契機として、農兵取り立てがクローブアップされてくることや、文久三年の農兵取立令の直前に堀米四郎兵衛が「郡中取締惣代」に任命されていることに注目し、他地域で研究が進んでいる「郡中取締惣代」と比較しながら今後の検討が必要であることを指摘した。また、これまで農兵のためだと

されていた堀米家による武器調達が、じつはそれより以前からおこなわれていたことに着目し、そのことがもつ意味の検討について問題を提起した。

さらに農兵取り立てによつて、「苗字帯刀御免」ではない農兵頭や小頭にも「帯刀」許可が与えられ、在地の「帯刀」状況に劇的な変化が発生したことや、農兵取り立ての歴史的前提として全国的な在村武芸の隆盛があることを指摘した。関東では多くの庶民道場と庶民剣士の存在が確認できたことから（拙著『開国への道』小学館、二〇〇八年）、この村山地域にも庶民道場や庶民剣士が必ず存在していたはずだ、と呼びかけたのであつた。

幸運なことに、この問いかけに対して講演直後、すぐに反応があつた。それが本稿でも紹介した山辺町ふるさと資料館々長の佐藤継雄氏と大江町教育委員長の金山耕三氏からのご教示である。存在する可能性を確信していたとはいえ、この講演がなければ決して得ることのできない情報であつた。

そこで本稿では、せっかくご教示いただいた地元の史料なので、最上徳内論については別な機会に譲り、庶民剣士に関する史料の紹介をおこなうことにした。その結果、すでに享保期にはこの村山地域でも庶民武芸が相当の規模で存在していたことを確認できた。しかも文化期には天童で

神道無念流と真知無元流の劍術試合がおこなわれており、この地域の有力者をはじめとする多くの庶民劍士の存在を不動のものとする事ができた。

このように庶民武芸の広範な存在を確認できたことから、今後は庶民武芸と兵農分離の關係をはじめとする、歴史学上の大きな問題群に取り組むことが必要になつてきた。それも、講演の機会を与えていただいた村山地域史研究会および貴重な情報を提供してくださった佐藤雄氏と金山耕三氏のおかげである。心から御礼を申し上げたい。なお、佐藤雄氏による農民劍術の先駆的な研究「山辺の農民劍術について」(二〇〇四年九月二三日開催の山形史学研究会報告資料)も利用させていただいた。重ねて感謝したい。

「参考資料」中山町 村山新三郎家文書

羽州村山郡於天童 神道無念流・真知無元流 立合勝負附

東都岡田十松代 神道無念流 梅地喜間太

羽州米沢小郡山 武田軍太

発端

武州東都岡田十松と云人八劍術之達人二而神道無念流ヲ遣ひ、当時尾張大納言様より御道具御免之仁に御座候所、

文化六己巳年、彼ノ仁最上え下り候以來、川西大抵無念流に相成り、殊之外武芸繁盛二相なりけるか、亦爰二織田左近將監様御領分同国米沢高畑小郡山村と申所二武田軍太と申人有之、是も武芸ニすくれ真知無元流ヲ遣ひ、勿論織田家之御用達し二而、其名國中二無隠人なりにけり、其頃最上之天童え罷越、劍術指南致候所、元より上手二御座候間、天童二而も殊之外繁盛致、門人も余程出来致候二付、軍太常々申けるハ、此頃承り候へハ西郷二而も江戸より岡田十松とやら云人下り候より以來、若きもの共劍術稽古致様承り候、如何様之流儀二御座候哉、此軍太はたとひ其場二刀脇指等有合不申砌にても、扇子杏本又は手懸杏筋二而も有之候得は、たとひ拔身にて切懸り候共容易二八相や口口申間敷杯と殊之外自慢致候ヨリ事起りしと也、此段岡田門人之内谷地之者共承り甚夕憤り五七人にて天童え罷越、軍太旅宿え相尋申けるは、我共八岡田十松門人二御座候、今以甚夕未熟なる劍術二御座候得共、此頃承り候へは御当地え米沢より珍敷先生御來臨被成、於御当地二劍術御指南被成候由及承り候、勿論彼先生にてはたとひ刀脇差等にて手向ひ致候共扇子又は手懸等にて間二合せ御用ひ被成候由、かた／＼以珍敷先生二御座候間、御対面之上御手元ヲも拝見致度推參仕候、此段先生え御披露被下度申入候処、其節軍太にては誠国元え帰宅致候敷、留守中之由挨拶二付空し

く相返り候得共、何れも若年もの二御座候間、憤り不相止、度々文を以試合相望二付、頃は文化七庚午七月廿四日、軍太門人之内相沢代助方より谷地松木惣左衛門方え返書申越候得は、当廿五日計り手透二御座候間、試合御望二御座候得へハ御出可被下候、夫過候へは最早手透も無御座、御出被下候而も迎も御出合相叶不申趣申越候二付、此節岡田十松名代梅地喜間太申人下り被居候処、此節長崎村繩野善六方二逗留二付、喜間太方え為相談惣左衛門長崎へ罷越候処、此日喜間太二ては山寺え參詣致留守二付日暮まで相待候所、日暮二およひ喜間太相返り此段承り其より相談之ため大藤村稲村七郎左衛門方え夜中二被相越けると也、是は如何之訳と申は、昨年岡田十松登之節以来、劔術一儀二付万事世話被相頼候義理合も御座候二付、此度も梅地氏被相越けると也、扱其より翌廿五日、梅地氏長崎え罷越八ツ時分頃より同所馬上二発足致候所、高擲村より夜中二差懸り遅々天童米屋え旅宿致、翌廿六日軍太方え掛合におよひけると也、全体日数も有之候へは廻文二ても出し不殘門人も召連可申所、急なる試合申越候二付、山野辺・大藤・谷地・西里・長崎・岡、此五ヶ村之門人計わつかに拾五六人連二て罷越候処、然ル所天童方二ては存之外大勢二て殊二見物之人數計りも式三千人も有之候半と風聞申候、最初天童より試合返書二は此節大勢二て御越被成、勿論劔術道具等目

立ち候様二相成、自然御役所より被差留メかた／＼相成り候而は御互氣之毒二御座候間、密々致越シ呉候様申越候二付、少勢二て罷越候処、然ルに軍太方二てハ右之通之取計らひ甚夕始末表裏至極御座候、兼而軍太方二ては此度之試合逆も六ヶ敷おもひければ此方を小勢二て釣寄思ひ之外嚴重に致置、辟易為致候謀略と相見ひ申、此書御覽之御方此段宜敷御推察可被給候、扱夫より喜右衛門ヲ以軍太方え着届申入候処、彼方よりも奈良沢村今田弥次兵衛ヲ以遠路無難之着返謝申越由二付、翌廿六日、梅地喜間太、柏倉喜右衛門を召連、軍太方え罷越候処、相沢代助を以案内有之候二付、軍太、喜間太対面也、互二一通り之挨拶終り軍太申候事は、誠二以乱躰之劔術御尋に預り候段、近頃忝次第也、東都岡田十松先生二ては無双ひ御名人二御座候由及承り候、如何様之御流儀二御座候哉承度申ければ、喜間太答て申けるは、私流儀ハ神道無念流と申て元祖は福井兵右衛門より只今之十松まで三代二相成申候、元来当流二而ハ口ひ等もひこ二致丈夫、二御座候間、格別当り強く御座候間、中々す面杯二ては稽古も出来不申、最早何れ之御流儀え御出合申二も当流之格ヲ以面小手を懸ケ試合仕候由申ければ、軍太是ヲ承り夫ハ御流儀之格と御座候得ハ御尤も二御座候得共、乍併於此度ハ試合之儀畢竟其御元より御望御越之儀二御座候へハ此方之道場格式を以す面二て勿論口ひも此方之

道具ヲ以御出合被下候ハ、御相手ニ相成可申、左も無御座候ハ、決而御相手ニ相成候儀不相成段軍太申之候而試合止ミニ相成り可申哉と相見ひ候所、兼而相沢代助、柏倉喜右衛門儀ハ内々懇意ニ御座候間珍敷試合なれば是非為取組見物致度内実も御座候由にて、兩人計ラヒにて軍太ヲ勸て申けるは喜間太方にては面小手は無之とも口計も彼之方之道具にて出来申事ニ御座候ハ、試合申度趣ニ御座候間、此儀計りは任其意被遣候而可然歟、若其儀も有免不致時ハ最早此度ノ試合は出来不申、左候時は軍太こそ無念流之鋒先ニ恐れ試合相止ミ候ヲ幸ひニ致候杯と御未練之様ニ世上之批評も残念至極ニ御座候間、口之儀計りはゆるし被遣可然候間、再応相勧めければ軍太も尤と同心致、此段喜間太方え申遣、両流熟談之上試合ニおよぶ

試合番組（以下は紙幅の関係で省略。表3参照）

